

城里監査第17号
令和5年8月21日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 関 誠一郎

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和4年度財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和5年7月24日（月）

第3 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

項目	令和4年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	14.26%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	19.26%	30.00%
実質公債費比率	8.8%	9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	42.2%	45.0%	350.0%	

第5 審査意見

実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の14.26%と比較すると下回っている。

連結実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の19.26%と比較すると下回っている。

実質公債費比率については、8.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。

将来負担比率については、42.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き財政の健全化に努められたい。